新地方公会計制度に対応した財務諸表４表の公表について

令和５年３月

１　新地方公会計制度の概要と本市の取組

平成１８年６月に成立した「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」（行政改革推進法）を契機に、地方の資産・債務改革の一環として「新地方公会計制度の整備」が位置づけられました。

本市においても、平成２０年度決算から「総務省方式改訂モデル」により財務書類４表の作成を行ってきました。この財務書類４表とは、発生主義・複式簿記の考え方に基づいた、貸借対照表（バランスシート）、行政コスト計算書（損益計算書）、純資産変動計算書、資金収支計算書（キャッシュ・フロー計算書）の４表です。これまでの単年度予算主義による現金主義及び単式簿記では把握しきれなかった、資産・負債等の「ストック情報」や行政サービスを提供するために発生する費用の「コスト情報」等が、この財務書類４表を作成することで把握できるようになっています。

また、一般会計に加え、公営事業会計や第三セクター等を繋げた全体・連結財務書類を作成しており、本市に係る全体の財政構造やそれらの健全性についての把握も行っております。

平成２８年度決算からは、国の「統一的な基準による地方公会計の整備促進について（平成２７年１月）」に基づき、財務書類を作成しています。

２　財務書類作成方式の変更

平成２８年度決算からの財務書類作成方式として用いた「統一的な基準」は従来の方式である「総務省方式改訂モデル」とは、次のとおり違いがあります。

事　項	統一的な基準	総務省改訂モデル
固定資産の価額等の把握方法	固定資産台帳で管理	決算統計の普通建設事業費の累計額
財務書類作成の基となる歳入・歳出金額の把握方法	歳入・歳出執行情報を複式仕訳	決算統計データを読替

3　財務書類４表の関連性

財務書類４表は次表のとおり相互に関連しており、各表に計上している金額はそれぞれ一致します。

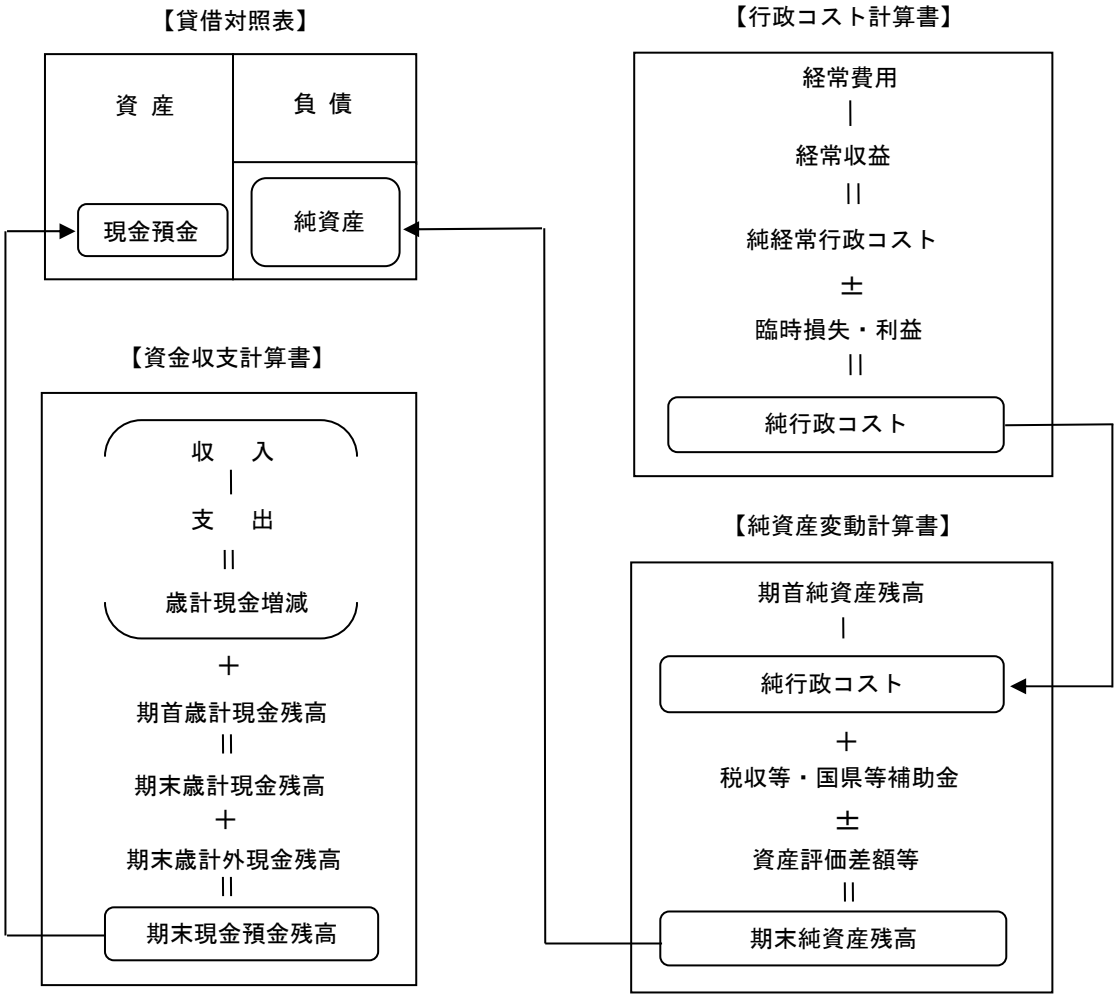

4　財務書類の作成対象会計等

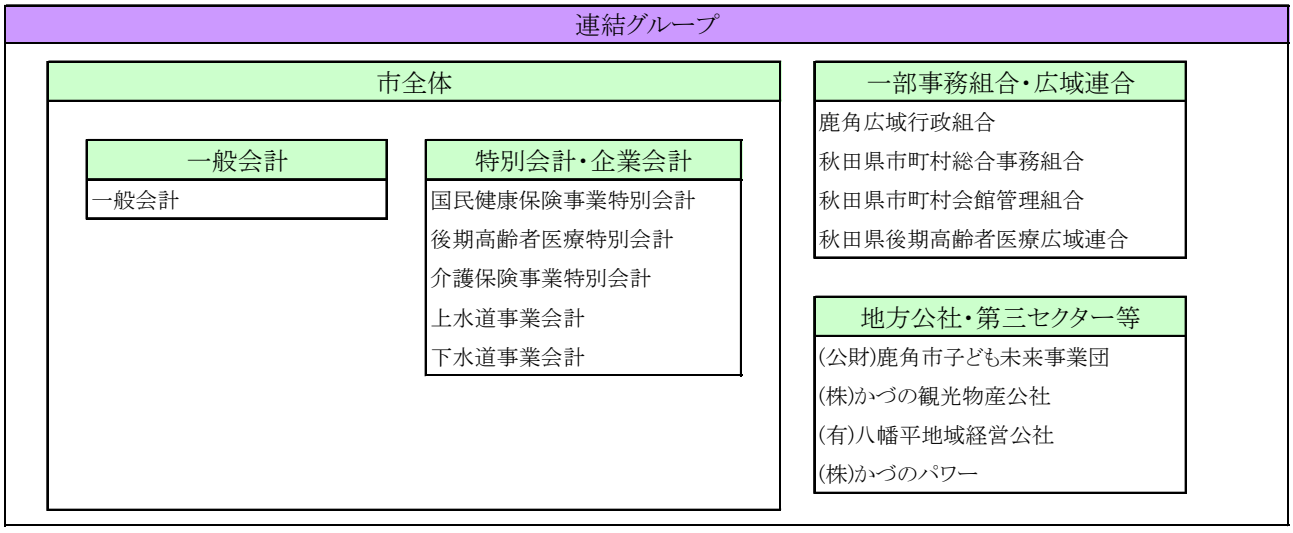

貸借対照表（Ｂ／Ｓ）

貸借対照表の借方は、市がこれまでに形成した資産の額を表しています。貸方は、資産を形成した財源を表しており、負債（今後返さなければならない額）と純資産（返す必要がない額で、企業会計の資本金及び利益剰余金に相当する額）から構成されています。家計に例えると、資産は土地、住宅及び預貯金、負債は住宅ローンや教育ローン、純資産は資産形成のために受けた贈与や自己資金に該当します。

資産には、民間企業と同様に現金化が可能な資産のほか、行政サービスを提供するためのインフラ資産等公会計特有の資産を含みます。

一般会計での資産合計は、６５４億７千万円となっており、内訳は、土地・建物や道路等の公共資産が５７７億７千万円、出資金・貸付金や特定の目的のための基金等の投資等が４４億３千万円、財政調整基金や歳計現金等の流動資産が３２億７千万円となっています。

負債は、主としてインフラ整備等の財源とした地方債等で、その合計は１９６億円となり、資産合計の２９．９％となっています。

資産から負債を差し引いた純資産は、総額で４５８億７千万円となっています。

（単位：百万円）

借　　方		貸　　方	
〔資産の部〕		〔負債の部〕	
１固定資産	62,207	１固定負債	17,508
(1)事業用資産	38,694	(1)地方債	16,066
(2)インフラ資産	18,772	(2)退職手当引当金等	1,442
(3)物品	275		
(4)無形固定資産	36	２流動負債	2,095
(5)投資及び出資金等	984	(1)翌年度償還予定地方債	1,967
(6)長期延滞債権	203	(2)その他	128
(7)長期貸付金	126		
(8)基金(特定目的基金等)	3,117	負債合計	19,603
２流動資産	3,267	〔純資産の部〕	
(1)現金預金	469		
(2)未収金	32		
(3)短期貸付金	－	純資産合計	45,871
(4)基金(財政調整基金等)	2,775		
(5)徴収不能引当金等	△9		
資産合計	65,474	負債・純資産合計	65,474

① 事業用資産：公共サービスを提供する資産でインフラ資産以外の資産
（例：庁舎、学校、公営住宅、商工施設）
② インフラ資産：道路・橋りょう、河川、公園等の社会基盤となる資産
③ 投資及び出資金：債権及び株式並びに財団法人への出捐金等
④ 長期延滞債権：市税等の収入未済額のうち１年以上経過したもの
⑤ 未収金：市税等の収入未済額のうち、１年以内に発生したもの

⑥ 徴収不能引当金：市税等の収入未済額のうち回収不能見込額

⑦ 退職手当引当金：特別職を含む全職員が年度末に普通退職したと仮定した場合の退職手当見込額
⑧ 地方債：この表では発行額ではなく、未償還額としています。
〔前年度との比較〕

（単位：百万円）

借　方	3年度 A	2年度 B	増減額 A-B	貸　方	3年度 A	2年度 B	増減額 A-B
《資産の部》				《負債の部》			
１固定資産	62,207	63,295	△1,088	１固定負債	17,508	18,611	△1,103
(1)事業用資産	38,694	39,113	△419	(1)地方債	16,066	17,111	△1,045
(2)インフラ資産	18,772	19,848	△1,076	(2)退職手当引当金等	1,442	1,500	△58
(3)物品	275	285	△10				
(4)無形固定資産	36	34	2	２流動負債	2,095	2,054	41
(5)投資及び出資金等	984	958	26	(1)翌年度償還予定地方債	1,967	1,902	65
(6)長期延滞債権	203	231	△28	(2)その他	128	152	△24
(7)長期貸付金	126	126	0				
(8)基金(目的)	3,117	2,700	417	負債合計	19,603	20,665	△1,062
２流動資産	3,267	3,099	168				
(1)現金預金	469	481	△12	《純資産の部》			
(2)未収金	32	80	△48				
(3)短期貸付金	－	－	－	純資産合計	45,871	45,729	142
(4)基金(財調)	2,775	2,561	214				
(5)徴収不能引当金等	△9	△23	14				
資産合計	65,474	66,394	△920	負債・純資産合計	65,474	66,394	△920

行政コスト計算書（Ｐ／Ｌ）

行政コスト計算書は、一会計期間内において、資産形成に結びつかない経常的な行政活動に係る費用（経常的な費用）と、その行政活動と直接の対価性のある使用料・手数料、負担金などの収益（経常的な収益）を対比させた表となります。これによる差額が、税収等で賄うべき行政コスト（純経常費用（純経常行政コスト））になります。

この計算書は、企業会計の損益計算書に対応したものとなりますが、損益計算書は、収益・費用を対比して「当期純利益」を計算するのに対して、行政コスト計算書は、費用から収益を対比して純経常行政コスト（税収等で賄うべきコスト）を算出する点で大きく異なります。これは、企業のように営利目的ではないことに対応したものということになります。

行政活動は、貸借対照表に計上される資産の形成だけでなく、人的サービスや給付サービス等の資産形成に結びつかない行政サービスが大きな比重を占めています。このようなコストを行政目的別に４つの性質に区分して計上しています。

一般会計での経常費用は１８０億５千万円で、経常収益は５億３千万円となり、経常費用から経常収益を差し引いた結果、純経常行政コストは、１７５億２千万円となっています。市民１人当たり（令和４年１月１日住基人口２９，１６９人）では、純経常行政コストは約６０万円となっています。

（単位：百万円）

科目名	令和３年度 A	令和２年度 B	増減額 A-B
〔経常費用〕	18,051	20,209	△2,158
１　業務費用	9,981	9,630	351
(1)人件費	1,996	1,926	70
職員給与費等	2,076	2,044	32
賞与引当金繰入	△22	1	△23
退職手当引当金繰入	△58	△119	61
(2)物件費等	7,838	7,541	297
物件費等	4,344	4,235	109
維持補修費	771	650	121
減価償却費	2,723	2,656	67
(3)その他業務費用	147	163	△16
２　移転費用	8,070	10,579	△2,509
補助金等	4,607	7,174	△2,567
社会保障給付	2,223	2,195	28
他会計等への支出額	1,240	1,210	30
〔経常収益〕	527	841	△314
使用料・手数料	140	130	10
その他	387	711	△324
純経常行政コスト(経常費用 - 経常収益)	17,524	19,368	△1,844
〔臨時損失〕	26	22	4
〔臨時利益〕	12	35	△23
純行政コスト	17,538	19,355	△1,817

① 退職手当引当金繰入：将来の退職手当のうち当期に発生した分
② 物件費：消耗品費、光熱水費、業務委託料など
③ 減価償却費：有形固定資産や無形固定資産について、使用期間中、毎年度経済的価値の減少があるものとみなし、費用計上するもの
④ 他会計への繰出金：特別会計等他会計への財政支出
⑤ 社会保障給付：医療、子育て、障害、生活保護費などの扶助費

純資産変動計算書（ＮＷ）

純資産変動計算書は、期首の資産残高から期末の資産残高の動きを表す計算書となっています。

会計年度中に、純資産がどのように変動したか、資産がどのような財源で形成されたか、また、純経常行政コストが受益者負担以外の財源によりどの程度賄われているか把握することができます。市税や地方交付税などの一般財源、国・県支出金などの特定財源が純資産の増加原因として直接計上され、行政コスト計算書で算出された純経常費用（純経常行政コスト）が純資産の減少要因となります。

この計算書は、企業会計の株主資本等変動計算書に対応したものとなりますが、株主資本等変動計算書では、資本取引（資本剰余金）や損益取引（利益剰余金）の区分が重視されるのに対し、純資産変動計算書は、純資産の財源の充当先の区分が重視されています。

一般会計の期首純資産残高４５７億３千万円に対し、期末純資産残高４５８億７千万円となっており、当期中に１億４千万円の純資産が増加しました。

（単位：百万円）

科目名	令和3年度 A	令和2年度 B	増減額 A-B
期首（前年度末）純資産残高	45,729	46,669	△940
純行政コスト（△）	△17,538	△19,355	1,817
財源	17,449	19,091	△1,642
税収等	12,803	12,017	786
国県等補助金	4,646	7,074	△2,428
資産評価替・無償受入	231	△676	907
期末（本年度末）純資産残高	45,871	45,729	142

① 財源：市税、地方交付税等の税収等や国県補助金など行政コスト計算書に計上されない財源を表しています。
② 資産評価差額：有価証券の評価差額など
③ 無償所管換等：無償で譲渡または取得した固定資産価額、その他年度途中に判明した固定資産価額など

資金収支計算書（Ｃ／Ｆ）

資金収支計算書は、別名「キャッシュフロー計算書」とも呼ばれ、年度内における現金収支の状態を明らかにする目的で作成する計算書で、歳計現金の収支を性質の異なる３区分に分けて表示しています。

財務書類４表のうち、唯一、現金主義対応となった表になります。

業務活動収支は、経常的な行政活動による資金収支を表しており、人件費、物件費等の支出と使用料・手数料や地方税、地方交付税等の収入が含まれます。投資活動収支は、公共施設等整備に伴う資本的支出、貸付金の貸付、回収等の収支を表しています。財務活動収支は、地方債の発行・償還等の収支を表しています。

業務活動収支は２２億２千万円のプラス、投資活動収支は１２億５千万円のマイナス、財務活動収支は９億８千万円のマイナスとなり、結果として３年度の資金収支額は１千万円のマイナスとなりました。

本年度末資金残高は４億６千万円となり、２年度末と比較して１千万円減少しています。

※「本年度末資金残高」は一般会計の歳計現金を対象としており、「本年度末現金預金残高」は歳計現金に歳計外現金を加えた額で、この額が貸借対照表の流動資産の現金預金の金額と一致します。

（単位：百万円）

科目名	令和3年度 A	令和2年度 B	増減額 A-B
１業務活動収支	2,222	1,752	470
支　出	15,475	17,710	△2,235
収　入	17,697	19,462	△1,765
２投資活動収支	△1,253	△1,647	394
支　出	2,376	3,197	△821
収　入	1,123	1,550	△427
３財務活動収支	△981	79	△1,060
支　出	1,919	1,913	6
収　入	938	1,992	△1,054
本年度資金収支額	△12	184	△196
前年度末資金残高	469	285	184
本年度末資金残高	457	469	△12
本年度末歳計外現金残高	12	12	0
本年度末現金預金残高	469	481	△12

① 業務活動収支：行政サービスを行う中で毎年度継続的に収入支出されるもの

② 投資活動収支：学校、公園、道路・橋りょうなどの資産形成や貸付金の貸付、回収、基金への積立て・取崩しなどに伴う収支

③　財務活動収支：市債借入や返済（元金償還）に係る資金の収支

【参考資料】
一般会計に係る指標について

	令和3年度 (A)	令和2年度 (B)	増減 (A)-(B)
①市民一人当たり資産額（万円）			
資産合計（万円）	6,547,448	6,639,356	△ 91,908
人口（R4・R3/1/1住民基本台帳）	29,169	29,858	△ 689
市民一人当たり資産額（万円）	**224.5**	**222.4**	**2.1**
②歳入額対資産比率（年）			
資産合計（百万円）	65,474	66,394	△ 920
歳入総額（百万円）	20,225	23,289	△ 3,064
歳入額対資産比率（年）	**3.2**	**2.9**	**0.3**
③有形固定資産減価償却率（%）			
減価償却費累計額（百万円）	84,192	81,583	2,609
分母（百万円）	128,600	127,457	1,143
有形固定資産減価償却率（%）	**65.5**	**64.0**	**1.5**
※分母＝有形固定資産合計−土地等の非償却資産＋減価償却累計額			
④純資産比率（%）			
純資産（百万円）	45,871	45,729	142
資産合計（百万円）	65,474	66,394	△ 920
純資産比率（%）	**70.1**	**68.9**	**1.2**
⑤将来世代負担比率（%）			
地方債残高（特例地方債を除く）（百万円）	11,956	12,700	△ 744
有形・無形固定資産合計（百万円）	57,777	59,280	△ 1,503
将来世代負担比率（%）	**20.7**	**21.4**	**△ 0.7**
⑥市民一人当たり行政コスト(万円)			
純行政コスト（万円）	1,753,843	1,935,526	△ 181,683
人口（R4・R3/1/1住民基本台帳）	29,169	29,858	△ 689
市民一人当たり行政コスト（万円）	**60.1**	**64.8**	**△ 4.7**
⑦市民一人当たり負債額（万円）			
負債合計（万円）	1,960,330	2,066,441	△ 106,111
人口（R4・R3/1/1住民基本台帳）	29,169	29,858	△ 689
市民一人当たり負債額（万円）	**67.2**	**69.2**	**△ 2.0**
⑧基礎的財政収支			
業務活動収支（支払利息支出を除く）（百万円）	2,273	1,817	456
投資活動収支（基金を除く）（百万円）	△622	△1,960	1,338
基礎的財政収支（百万円）	**1,651**	**△ 143**	**1,794**
⑨受益者負担比率（%）			
経常収益（百万円）	527	841	△ 314
経常費用（百万円）	18,051	20,209	△ 2,158
受益者負担比率（%）	**2.9**	**4.2**	**△ 1.3**

注　記

Ⅰ.重要な会計方針

（１）有形固定資産及び無形固定資産の評価基準及び評価方法
①　有形固定資産・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・取得原価
　ただし、開始時の評価基準及び評価方法については、次のとおりです。
　ア　昭和５９年度以前に取得したもの・・・・・・・・・・・・・・・再調達原価
　イ　昭和６０年度以後に取得したもの
　　取得原価が判明しているもの・・・・・・・・・・・・・・・・・・取得原価
　　取得原価が不明なもの・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・再調達原価
　　ただし、取得原価が不明な道路、河川及び水路の敷地は備忘価額１円としています。
②　無形固定資産・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・取得原価
　ただし、開始時の評価基準及び評価方法については、次のとおりです。
　取得原価が判明しているもの・・・・・・・・・・・・・・・・・・取得原価
　取得原価が不明なもの・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・再調達原価

（２）有価証券及び出資金の評価基準及び評価方法
①　満期保有目的有価証券・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・償却原価法（定額法）
②　満期保有目的以外の有価証券
　ア　市場価格のあるもの・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・会計年度末における市場価格
　イ　市場価格のないもの・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・取得原価
③　出資金

　ア　市場価格のあるもの・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・会計年度末における市場価格
　イ　市場価格のないもの・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・出資金額

（３）有形固定資産等の減価償却の方法
①　有形固定資産（事業用、インフラ、物品）・・・・・・・・・・・定額法
②　無形固定資産・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・定額法
　（ソフトウェアについては、見込利用期間に基づく定額法によっています。）

（４）引当金の計上基準及び算定方法
①　投資損失引当金
　市場価格のない投資及び出資金のうち、連結対象団体（会計）に対するものについて、実質価額が著しく低下した場合における実質価額と取得価額との差額を計上しています。
②　徴収不能引当金
　未収金及び長期延滞債権について、過去５年間の平均不能欠損率により、徴収不能見込額を計上しています。
③　賞与引当金
　翌年度６月支給予定の期末手当及び勤勉手当並びにそれらに係る法定福利費相当額の見込額について、それぞれ本会計年度の期間に対応する部分を計上しています。
④　退職手当引当金
　退職手当債務から組合への加入時以降の負担金の累計額から既に職員に対し退職手当として支給された額の総額を控除した額に、組合における積立金額の運用益のうち、本市へ按分される額を加算した額を控除した額を計上しています。

（５）リース取引の処理方法

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

Ⅱ．その他

（１）財務書類の内容を理解するために必要と認められる事項

①地方自治法第 235 条の 5 に基づき一般会計等においては出納整理期間が設けられており、出納整理期間における現金の受払等を終了した後の計数をもって会計年度末の計数としています。

②千円単位を四捨五入して表示しているため、合計金額が一致しない場合があります。

※不明な点や詳細確認については、下記までご連絡ください。

鹿角市役所

総務部財政課財政班　0186-30-0209（直通）